

令和元年度 第1回

大阪府国土利用計画審議会 会議録

日 時：令和2年1月23日（木）

午前10時～午前11時20分

場 所：大阪市中央区大手前3丁目1番43号

プリムローズ大阪3階 「高砂の間」

議 題

【審 議 案 件】

大阪府土地利用基本計画の変更について (農業地域の縮小)

【報 告 案 件】

大阪府土地利用基本計画の変更について (森林地域の縮小)

【その他報告事項】

大阪府国土利用計画（第五次）のP D C Aについて

令和元年度 第1回大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験のある者	加 我 宏 之	大阪府立大学大学院教授	出	会長
2		松 島 格 也	京都大学大学院准教授	出	会長代理
3		塩 見 康 博	立命館大学准教授	出	
4		所 め ぐ み	関西大学教授	出	
5		飛 田 哲 男	関西大学准教授	出	会議録署名委員
6		長 島 啓 子	京都府立大学大学院准教授	出	
7		長 谷 川 路 子	追手門学院大学講師	出	
8		吉 田 長 裕	大阪市立大学大学院准教授	出	
9		中 谷 清	一般社団法人大阪府農業会議会長	欠	
10		村 橋 真 理 子	大阪商工会議所女性会常任委員	出	
11		栗 本 修 滋	大阪府森林組合代表理事組合長	欠	
12		阪 井 一 仁	一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	欠	
13	府 議 会 議 員	魚 森 ゴ ー タ ロ ー	大阪府議会議員（維新）	出	
14		坂 上 敏 也	大阪府議会議員（維新）	出	
15		い ら は ら 勉	大阪府議会議員（維新）	出	
16		み よ し か お る	大阪府議会議員（維新）	出	
17		中 川 嘉 彦	大阪府議会議員（維新）	出	
18		原 田 こ う じ	大阪府議会議員（自民）	出	
19		奥 谷 正 実	大阪府議会議員（自民）	出	
20		川 岡 栄 一	大阪府議会議員（公明）	出	会議録署名委員
21	市町村長を代表する者	澤 井 宏 文	大阪府市長会会長	欠	
22	市町村長を代表する者	和 田 吉 衛	大阪府町村長会会長	欠	
23	大阪市長	松 井 一 郎	大阪市長	欠	

※ 委員23名中17名出席

令和元年度 第1回大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	森岡 武一	出	
2	都市整備部都市計画室長	増山 和弘	出	
3	都市整備部都市計画室計画推進課長	日田 哲也	出	
4	都市整備部都市計画室計画推進課参事	鈴木 隆	出	
5	都市整備部都市計画室公園課長	村田 勝博	出	
6	都市整備部事業管理室事業企画課長	山野 光昭	出	
7	都市整備部交通道路室道路整備課長	松本 次朗	※	臨時幹事:道路整備課計画補佐 丸橋 尚司
8	都市整備部河川室河川整備課長	美馬 一浩	欠	
9	都市整備部港湾局計画調整課長	吉田 光弘	※	臨時幹事:計画調整課計画補佐 仲石淳
10	政策企画部戦略事業室事業推進課長	山本 宗作	※	臨時幹事:事業推進課主査 河瀬 庸平
11	商工労働部国際ビジネス・企業誘致課長	一坂 浩史	出	
12	環境農林水産部みどり推進室みどり企画課長	谷下 尊三	出	
13	環境農林水産部みどり推進室森づくり課長	赤井 俊夫	※	臨時幹事:森づくり課参事 田中武次
14	環境農林水産部農政室整備課長	丹後 晋哉	出	
15	住宅まちづくり部理事	下村 良希	出	
16	住宅まちづくり部住宅まちづくり総務課長	松本 恭幸	出	
17	住宅まちづくり部都市居住課長	中岡 正憲	出	
18	住宅まちづくり部都市空間創造室長	多田 純治	出	
19	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長	牧田 武一	出	
20	住宅まちづくり部建築防災課長	中迫 悟志	出	臨時幹事

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

目 次

1 開会.....	1
2 署名委員の指名.....	7
3 審議案件「大阪府土地利用基本計画の変更について（農業地域の縮小）」	7
4 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域の縮小）」	12
5 その他報告事項「大阪府国土利用計画（第五次）のPDCAについて」	14
6 閉会.....	28

1 開 会

午前 10 時

【司会】 ただいまから、令和元年度第 1 回大阪府国土利用計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また足元の悪い中お集まりくださいます。まことにありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課の吉岡と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、現委員数 23 名の方々のうち、間もなく来られる委員を加えまして 17 名の委員の御出席をいただいておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、本審議会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議会の開会に当たりまして、大阪府都市整備部長森岡より御挨拶を申し上げます。

【森岡 都市整備部長】 おはようございます。大阪府都市整備部長の森岡でございます。

本日は何かとお忙しい中、本審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

昨年 6 月の G 2 0 大阪サミットは、府民、事業者の皆様の大変な御協力によりまして、成功をおさめることができました。世界の中で、大阪の存在感を示すことができたのではないかと考えております。御協力いただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

大阪府では、本審議会にて御審議いただき策定いたしました「第五次 大阪府国土利用計画」の「にぎわい・活力ある大阪」また「みどり豊かで魅力ある大阪」「安全・安心な大阪」の3つの「土地利用の将来像」の位置づけを踏まえ、都市整備行政を推進しているところです。

また、2025年の大阪・関西万博など、大阪の成長に大きなインパクトを与える動きを見据えながら、適切な土地インフラの整備、維持管理に取り組み、大阪・関西の成長と安全・安心の確保の実現を目指してまいりたいと考えているところです。

本日は、農業地域、森林地域の変更に伴います「大阪府土地利用基本計画」の変更について御審議いただくとともに、「第五次 大阪府国土利用計画」のより着実な推進に向け、計画の進捗状況について忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。

結びに、本日御出席の皆様のご健勝、御活躍を祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、本日、御出席いただいております委員の皆様を御紹介いたします。

まず、学識経験者の委員を御紹介いたします。

加我委員でございます。

【加我 委員】 加我でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 塩見委員でございます。

【塩見 委員】 塩見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 所委員でございます。

【所 委員】 所でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 飛田委員でございます。

- 【飛田 委員】 飛田でございます。よろしくお願いいたします。
- 【司会】 長島委員でございます。
- 【長島 委員】 長島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 【司会】 長谷川委員でございます。
- 【長谷川 委員】 長谷川でございます。よろしくお願いいたします。
- 【司会】 松島委員でございます。
- 【松島 委員】 松島でございます。よろしくお願いいたします。
- 【司会】 吉田委員でございます。
- 【吉田 委員】 吉田でございます。よろしくお願いいたします。
- 【司会】 村橋委員でございます。
- 【村橋 委員】 村橋でございます。よろしくお願いいたします。
- 【司会】 続きまして、府議会議員の委員を御紹介いたします。
- 魚森委員でございます。
- 【魚森 委員】 魚森です。よろしくお願いいたします。
- 【司会】 坂上委員でございます。
- 【坂上 委員】 坂上です。よろしくお願いいたします。
- 【司会】 いらはら委員でございます。
- 【いらはら 委員】 いらはらです。よろしくお願いいたします。
- 【司会】 中川委員でございます。
- 【中川 委員】 中川です。よろしくお願いいたします。
- 【司会】 原田委員でございます。
- 【原田 委員】 原田です。よろしくお願いいたします。
- 【司会】 奥谷委員でございます。
- 【奥谷 委員】 おはようございます。よろしくお願いいたします。
- 【司会】 川岡委員でございます。

【川岡 委員】 川岡でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 御紹介は以上でございます。

それでは、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をごらんください。

1つ目、配付資料一覧及び委員配席表、両面でございます。

2つ目、大阪府国土利用計画審議会条例及び規則、ホチキスどめのものがございます。

3つ目としまして、議題及び委員・幹事名簿、ホチキスどめのものがございます。

資料1としまして、令和元年度第1回大阪府国土利用計画審議会議案書でございます。

資料2といたしまして、大阪府土地利用基本計画の変更について説明資料でございます。

なお、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」を印刷したものを、お手元のほうに配付をさせていただいております。

なお、補助資料といたしまして、大阪府国土利用計画（第五次）の冊子もお手元のほうに配付させていただいております。

漏れている資料等、ございませんでしょうか。無いようでございますので、続けて進行させていただきます。

ただいま、みよし委員が到着されました。

【みよし 委員】 みよしです。よろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、学識経験者の委員改選後、初めての審議会でございますので、大阪府国土利用計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験者の委員の中から会長を選出する必要があります。僭越ではございますけれども、私が会長選出の進行を務めさせていただきます。

すので、よろしくお願いいたします。

会長の選出につきましては、推薦方法とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、御推薦ございますでしょうか。

それでは、飛田委員。

【飛田 委員】 僭越ではございますが、これまでの実績、経験、それから審議の継続性もございますので、加我委員を会長に御推薦申し上げたいと思います。

【司会】 ただいま、加我委員を会長に推薦したいという御意見がございましたけれども、ほかに御意見はございますでしょうか。

『異議なしの声』

それでは、御異議がないようでございますので、加我委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第1項におきまして、会長が議長になると定められておりますので、以降の議事につきましては、加我会長に進行をお願いしたいと存じます。

なお、大阪府国土利用計画審議会条例第4条第3項の規定によりまして、会長が職務代理者を指名することとなっております。

加我会長におかれましては、就任の御挨拶とあわせまして、職務代理者の御指名をお願いしたいと思います。

それでは、加我会長議長席へお越しく下さい。

【加我 会長】 ただいま皆様の推薦により、審議の継続性ということもありまして、昨期から引き続きということとなりますが、今期の国土利用計画審議会の会長を拝命いたしました大阪府立大学の加我でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼ですが、着座にて少しお話をさせていただきます。

先ほど、森岡部長のほうからもございましたけども、大きな都市イベントを抱え大阪が、また関西圏が活力があるというまちになるようにということで、お住いの方々の生活の安全・安心とともに、多くの国々から来られるまたは国内から来られるという方々に対して、にぎわいのある活力ある大阪を目指し、さらに今まで蓄積されてきました緑豊かで魅力ある大阪を目指して事業をコントロールしていくというのが、全ての生活の基盤になろうかと思っておりますので、そうした将来の子供たち、将来の人々にもうまく受け継がれるような土地利用計画について、皆さんと御審議したいと思いますので、審議会の円滑な運営に私自身努めてまいりたいと思っております。今後とも、皆様方の御支援、御協力、御指導のほうお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは議事に入る前に、会長の職務代理者の指名を行いたいと思ひます。大阪府国土利用審議会条例第4条第3項の規定により、会長の職務代理者については、あらかじめ会長が指名することになっております。私としましては、昨期から引き続き松島委員にお願いしたいと思ひますが、委員の皆様、御異議等ございませんでしょうか。

『異議なしの声』

ありがとうございます。それでは、松島委員よろしくお願ひいたします。

松島委員に会長代理をお願ひします。松島委員、一言御挨拶をお願ひします。

【松島 委員】 松島でございます。何かあったときにはしっかりできるようにしていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

【加我 会長】 ありがとうございます。

よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

2 署名委員の指名

【加我 会長】 初めに、本日の会議録の署名委員を決めさせていただきます。

会議録の署名委員は、審議会規則第5条第2項の規定により、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、まことに僭越ではございますが、私から次のお二人の委員にお願いしたいと思っております。

まず、学識経験者の委員からは、飛田委員に、また府議会議員の委員からは川岡委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

3 審議案件「大阪府土地利用基本計画の変更について（農業地域の縮小）」

説明・質疑

【加我 会長】 それでは、議案に入りたいと思っております。

本日の内容としましては、審議案件が1件、報告案件が1件、その他報告事項が1件となっております。

まず、審議案件としまして、第1号議案 「大阪府土地利用基本計画の変更について（農業地域の縮小）」でございます。内容について、幹事に説明をさせます。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 都市計画室計画推進課参事の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

「大阪府土地利用基本計画の変更」について、第1号議案と報告案件が、また報告事項として「大阪府国土利用計画（第五次）」のP D C Aについてでございますが、これらの説明に入る前に、「国土利用計画」「土地利用基本計画」の概要及び大阪府の現行計画について御説明いたします。

まず、「大阪府国土利用計画（第五次）」は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、大阪府域における国土の利用に関して、基本的な事項を定めるものであり、「将来ビジョン・大阪」など上位計画との整合等を図り、「大阪府土地利用基本計画」を定めるに当たって基本となるものでございます。また、都市計画区域マスタープラン等の関連計画は大阪府国土利用計画（第五次）と適合することとなっております。

一方、「大阪府土地利用基本計画」は、先ほど御説明いたしました「大阪府国土利用計画（第五次）」を基本に策定しており、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などの個別規制法の総合調整機能を果たす上位計画となります。

大阪府土地利用基本計画は、計画書と計画図から構成されております。計画書に「土地利用の基本方向」として、土地利用に関する「基本理念」「将来像と基本方針」「原則」を記載するとともに、後ほど御説明いたします5つの地域区分を重複する地域における、土地利用に関する調整指導方針を記載しております。

また、計画図には、都市地域や農業地域などの5つの地域の範囲を5万分の1の図面で示しております。

次に、5つの地域の指定の考え方につきまして御説明します。

国土交通省が作成しました「国土利用計画法に基づく、国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」に基づき、次のとおり定めております。

「都市地域」は、都市計画法に基づく「都市計画区域」に相当する地域。

「農業地域」は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域」に相当する地域。

「森林地域」は、森林法に基づく「国有林」及び「地域森林計画対象の民有林」の区域に相当する地域。

「自然公園地域」は、自然公園法に基づく「自然公園」に相当する地域。

「自然保全地域」は、自然環境保全法に基づく「大阪府自然環境保全条例」による「大阪府自然環境保全地域」に相当いたします。

これらの考え方にに基づき指定された5つの地域の規模は、現時点でお示ししている表のとおりでございます。

この図は、5つの地域の指定の状況を概念的に示したものでございます。大阪府は、ほぼ全域が「都市地域」となっているため、複数の地域区分が重複して指定されるエリアが生じます。

本計画においては、この重複するエリアにおける土地利用に関する調整、指導の方針が重要となります。5つの地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整、指導方針につきましては、表示してございます9種類でございます。

本日は、これら9種類のうち案件となっております都市地域と農業地域とが重複する地域の場合、及び都市地域と森林地域とが重複する地域の場合について御説明いたします。

まず、都市地域と農業地域とが重複する地域の場合ですが、都市地域には市街化区域と市街化調整区域があり、また農業地域には農用地区域とそれ以外がございます。

①のように、市街化調整区域と農用地区域とが重複する場合は、農地としての利用を優先します。

次に、②にございますように、農用地区域以外の農業地域と重複する場合であれば、「計画的な都市化が担保される場合等に限り、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用も認める」としてございます。

また、都市地域と森林地域とが重複する地域の場合ですが、森林地域には保安林区域と保安林区域以外がございます。

①のように、市街化調整区域と保安林区域とが重複する場合は、保安林としての利用を優先しますが、②にございますように、保安林区域以外の森林地域と重複する場合は、「計画的な都市化が担保される場合に限り、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用も認める」としております。現行の「大阪府土地利用基本計画」の内容については、以上でございます。

それでは、議案書2ページの諮問に当たります、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更」として、農業地域の縮小について御説明します。

「議案書」の4ページ及び「説明資料」の2ページ以降に記載の「整理番号1・和泉農業地域の縮小」のうち、1案件目について御説明いたします。

対象となる和泉市の山荘地区に位置する和泉農業地域は、和泉市の北部に位置しており白枠で示しております。現況は農地としてではなく、駐車場や資材置き場として利用されており、南側には市街地が広がっております。全域が「都市地域」で、斜線部分が市街化区域、斜線部分以外が市街化調整区域となっております。オレンジ色の部分が「農用地区域以外の農業地域」で、このうち赤色の部分を縮小するものでございます。

現在市街化調整区域でございますが、市道伯太伏屋線及び市道伯太信太山線沿道に位置する立地特性を生かし、和泉市において地区計画が策定さ

れることにより計画的な市街地の形成が予定されております。当該地は市街化調整区域である都市地域と農用区域以外の農業地域とが重複する地域であり、地区計画により計画的な都市化が担保されること、現況の土地利用が農地ではなく農業上の利用との調整を図っているところであり、土地利用に関する調整指導方針にも合致することから、農業地域1ヘクタールを縮小するものでございます。

続きまして、「議案書」5ページ及び「説明資料」2ページ以降に記載の「整理番号2・和泉農業地域の縮小」のうち、2案件目について御説明いたします。

対象となる和泉市の春木地区に位置する和泉農業地域2は、和泉市の西部に位置し、岸和田市との境界付近に位置しており白枠で示しております。現況は、大部分が竹林等の雑種地であり、一部駐車場としても利用されております。周辺には、大規模集客施設や家電量販店などが立地し、都市化が進んでおります。全域が「都市地域」で、斜線部分が市街化区域、斜線部分以外が市街化調整区域となっております。オレンジ色の部分が、「農用区域以外の農業地域」で、このうち赤色の部分を縮小するものでございます。

現在市街化調整区域でございますが、府道唐国久井線と市道光明池春木線との結節点に位置する立地特性を生かし、当該地と府道沿いの土地をあわせて、和泉市が地区計画を策定することにより計画的な市街地の形成が予定されております。当該地は、市街化調整区域である都市地域と農用区域以外の農業地域とが重複する地域であり、地区計画による計画的な都市化が担保されること、現況の土地利用が農地ではなく、また農業上の利用との調整を図っているところであり、土地利用に関する調整指導方針にも合致することから、「農業地域」4ヘクタールを縮小いたします。

これら2案件の変更によりまして、「説明資料」の1ページ総括表にございますとおり、農業地域は32,423ヘクタールから5ヘクタール減少し32,418ヘクタールとなります。

なお、説明させていただいた変更（案）につきましては、和泉市との調整済みでございます。

第1号議案の説明は、以上でございます。

【加我 会長】 それでは、ただいまより審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

御意見・御質問等がないようですので、評決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

本議案を原案どおり承認することにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

『異議なしの声』

御異議がないようですので、原案どおり可決します。

本日御審議いただきました議案につきましては、直ちに必要な手続を進めさせます。

4 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域の縮小）」

説明・質疑

【加我 会長】 では、次は報告案件のほうに進みます。

次に、大阪府土地利用基本計画の変更（森林地域の縮小）について報告

がございます。

内容について、幹事に説明させます。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 それでは、報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更」としまして、森林地域の縮小について御説明いたします。

「森林地域」における開発、いわゆる林地開発につきましては、「災害防止」「水害防止」「水源涵養の確保」「環境の保全」など、『森林法』に定められました4つの審査基準を満たしているものについては、開発を許可しなければならないと定められております。

また林地開発許可後、縮小すべき区域については完了確認をもって確定し、土地利用基本計画を変更することになることから、本審議会における「森林地域」の変更の取り扱いについては、平成22年度第2回の本審議会におきまして、「報告案件」として取り扱うことと整理をさせていただいております。今から御説明する2案件につきましては、開発の完了を確認しておりますことから、本審議会に報告し、これをもって『土地利用基本計画』を変更するものでございます。

それでは、「森林地域の縮小」2案件について、御説明させていただきます。

「議案書」の9ページと10ページ及び説明資料の3ページ以降に記載の「整理番号3と4・箕面森林地域1及び2の縮小」について、新名神高速道路の新築工事と一体的に開発が行われたものですので、あわせて御説明いたします。

対象となる箕面市の下止々呂美地区に位置する箕面森林地域1及び2は、箕面市の北部、新名神高速道路『箕面とどろみインターチェンジ』付近に位置しており、白枠で示しております。赤い縦線の右側が箕面森林地域1、左側が箕面森林地域2でございます。

当該地の白枠の部分でございますが、「市街化調整区域である都市地域」、緑色の部分が現況の「保安林区域以外の森林地域」で、このうち赤色の部分を縮小するものでございます。

西日本高速道路株式会社による新名神高速道路及び『箕面とどろみインターチェンジ』の新築整備等の完了に伴い、土地利用に関する調整指導方針に基づきまして、2案件あわせて「森林地域」22ヘクタールを縮小するものでございます。

これら2案件の変更によりまして、「説明資料」の1ページと総括表にございますとおり、森林地域55,302ヘクタールから22ヘクタール減少し55,280ヘクタールとなります。

なお、説明させていただきました変更案につきましては、箕面市とも調整済みでございます。

説明は以上でございます。

【加我 会長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございませんでしょうか。

御質問・御意見等ないようですので、本日報告しました案件につきましても、直ちに必要な手続を進めさせます。

5 その他報告事項「大阪府国土利用計画（第五次）のPDCAについて」

説明・質疑

【加我 会長】 では、審議案件・報告案件以上でございますけれども、本日はその他の報告事項として賜ってございます。

次に大阪府国土利用計画（第五次）の評価について報告がございました。

内容について、幹事に説明させます。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 続きまして、報告事項として、昨年度の国土利用計画審議会でも御議論いただきました、「『大阪府国土利用計画（第五次）』のPDCAについて」を御説明いたします。

冒頭に御説明しましたように、「大阪府国土利用計画（第五次）」は、国土利用計画法・第7条の規定に基づき、大阪府域における国土の利用に関して基本的な事項を定めるものでございます。

まず、大阪府国土利用計画（第五次）の構成を御説明いたします。

第1章で、土地の利用の基本構想。

第2章で、土地の利用目的に応じた区分ごとの目標。

第3章で、目標を達成するために必要な施策の概要でございます。

それでは、第1章の土地利用の基本構想の概要を御説明いたします。

初めに、土地利用の基本理念は、「これまでに蓄積された質の高い自然・文化・歴史的資源、都市基盤のストックなどを生かしながら、公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と府域の発展を図り、ひいては関西圏、国土の成長にも寄与する」とし、土地利用において目指すべき三つの将来像を設定しております。

まず、「にぎわい・活力ある大阪」の実現に向け、取り組むべき基本方針としては、「人・企業を呼び込む質の高い都市の形成」「大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化」を挙げております。

続いて、「みどり豊かで魅力ある大阪」としては、「都市格を高める魅力ある都市空間の創造」「環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成」、最後に「安全・安心な大阪」としては、「災害に強い都市の構築」「誰もが安心して暮らしやすい生活環境の形成」としております。

次に第2章、土地利用の目的に応じた区分ごとの目標の説明をいたしま

す。

土地利用区分は、9つの区分に分かれております。それぞれ土地利用区分ごとに「方向性」令和9年の目標値の面積を定めており、方向性については、この後御説明いたします。

最後に第3章では、計画の進捗状況の把握と点検・評価・改善としてPDCAサイクルに沿った施策の推進を位置づけており、第五次計画より質的な観点も含めて総合的に評価を実施していくこととしております。

これらを踏まえ、本日は国土利用計画の進捗について御説明させていただきます。まず、昨年度の報告内容について御説明いたします。

その視点といたしましては、第四次計画において「農地」「住宅地」が目標値との乖離が大きいことや、都市農業振興基本法の成立により、農地が「都市にあるべきもの」と位置づけられたことや、空き地・空き家等の市街地の拡散による「都市のスポンジ化」が社会問題となっていることを鑑み、土地利用としてのモニタリングを行う必要性が高いと考えられます。「農地」「住宅地」の2区分に絞り、面積の増減と面積以外の質的な指標の状況を報告いたしました。

今年度については、昨年と同様の視点により「農地」「住宅地」の指標について、大阪府の施策との関連も踏まえたモニタリングと考察を継続することとし、加えて、土地利用全体について面積増減の分析を報告いたします。

こちらが、今回御報告内容について、土地利用区分ごとに整理した表でございます。「①農地」から「⑨その他用地」の面積増減の状況について、農地、住宅地については面積以外の質的指標の考察もあわせて報告することといたします。

それでは、農地から順次御説明いたします。

農地については、方向性は保全としております。目標値の設定では、面積減少のすう勢による予測値に、農地の保全施策による減少抑制の想定値を加味し設定しております。

次に、農地面積の推移です。最初ですので、グラフの説明をいたします。破線が進捗管理値であり、これは計画策定時に各年次において算定したものでございます。また、実線は実績値となっております。表内の数値は、1行目が進捗管理値、2行目が実績値、3行目が進捗管理値と実績値の差、4行目が実績値の前年差でいずれも単位はヘクタールとなっております。

面積でございますが、平成30年実績は12,823ヘクタールと進捗管理値を若干下回り、また平成29年から30年では121ヘクタールが減少しております。

その内訳でございますが、市街化区域内農地が84ヘクタールの減少、市街化調整区域内農地が37ヘクタールの減少となっております。

ここで、市街化区域内と市街化調整区域内につきましては、農地の減少傾向の状況が違うということで個別に説明をさせていただきます。

市街化調整区域内農地では、平成30年の実績が9,488ヘクタールで進捗管理値より若干下回っておりますが、前年差の項目を見ると、平成26年以降、農地の減少が毎年減少傾向にございます。一定保全が図られてきていると考えております。

市街化調整区域内における農地の転用状況でございます。これを見ますと、「その他」が7割を占めております。「その他」の内訳でございますが、「駐車場・資材置き場など」でございまして、農業人口の減少により低未利用地になっていると考えられます。

次に、市街化区域内農地では、平成30年実績が3,335ヘクタールであり、農地面積がおおむね進捗管理値どおり推移しておりますが、前年

差については84ヘクタールの減少傾向となっております。

市街化区域内農地のマイナス84ヘクタールの内訳でございますが、生産緑地がマイナス31ヘクタール、宅地化農地がマイナス53ヘクタールとなっております。生産緑地、宅地化農地とも減少しています。

なお、市街化区域内農地の転用状況につきましては、5割が住宅用地と商業用地でございます。それから、残り4割が駐車場・資材置き場などの「その他」となっております。

次に、農地に関する質的指標について御説明いたします。

大阪府国土利用計画（第五次）では、「基本方向」といたしまして、「農地の保全・活用の推進」を図るとしておりますが、農地の保全ではまず担い手の確保が重要であることから、「新規就農者数」「企業参入数」を指標に設定しております。農地の活用では、農地の貸借の取り組みを進めていますことから、「農地中間管理機構による農地の貸し付け面積」を指標と定めております。

次に、「新規就農者数」「企業参入数」とも平成30年実績につきましては、おおさか農政アクションプランの目標値、新規就農者数年間16人、企業参入数年間6社を達成しております。一定成果を上げていると考えております。

次に、農業振興地域内に限り農地の貸し借りを仲介する「農地中間管理機構による農地の貸し付け面積」でございます。大阪府の施策でもございます「農地中間管理事業」の推進によりまして、プラス傾向となっております。一定成果を上げていると見ております。

次に、住宅地でございます。まず方向性としては、必要面積を確保するとしております。次に目標設定では、事業計画がおおむね確定している住宅地開発や、農地等の土地利用転換に伴う増加を加味するとともに、世帯

数が減少に転じる令和2年以降は、施策により増加を抑制すると設定しております。

住宅地面積につきましては、平成30年が35,088ヘクタールでございます。おおむね進捗管理値どおり推移しております。

次に、面積以外の質的指標でございます。大阪府国土利用計画（第五次）では、「基本方向」として、「空き家の有効活用」「住宅ストックの耐震化」を促進するとしております。これらの方向性にあわせまして、住宅ストックの活用として「空き家率」「その他空き家数」「中古住宅流通割合」。

住宅ストックの防災としまして、「住宅の建替え数と耐震改修数」「新耐震基準住宅戸数」「耐震化率」の計6つの指標を定めております。

最初に「空き家の有効活用」でございます。平成30年の空き家率は15.2%と微増でございます。空き家の戸数について見ると、総数は増加しております。

次に、その内訳を見ると、市場に流通している「賃貸・売却用」の戸数は増加しており、一方で市場に流通せず、特に社会的問題となっている「その他」の空き家の戸数は、前回比2.4%減となっております。今回初めて減少傾向に転じております。

また、平成25年時のデータではございますが、賃貸売却用に相当いたします中古住宅の流通割合は、大阪府の方が全国に比べ高くなっている状況でございます。なお、大阪府では「空き家総合戦略・大阪」に基づき、空き家の適正管理・除却の促進、空き家の利活用による居住魅力の向上や中古住宅流通市場の活性化に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、「住宅ストックの耐震化促進」では「住宅の建替え数と耐震改修数」「新耐震基準住宅戸数」「住宅の耐震化率」とも着実に伸びておりま

す。一定耐震化は進んでいるものと考えられます。大阪府としても、旧耐震基準である昭和５６年以前に建築された木造住宅の耐震診断・改修による補助の実施や、災害時に重要な役割を担う広域緊急交通路沿道の建物の耐震化に取り組んでいるところでございます。

次は、道路でございます。方向性は、必要な面積を確保するとし、目標設定につきましては、民間開発等による道路面積の増加のすう勢に、今後整備される高速道路や国道、府道の面積を加味し、目標値を設定しております。

面積の推移ですが、平成３０年実績は進捗管理値を若干下回るものの計画通りとなっており、平成２９年から平成３０年では約３２０ヘクタール増加してございます。この内訳でございますが、平成２９年１２月１０日の新名神高速道路の供用がプラス１６７ヘクタール、市町村道の増加がプラス１５０ヘクタールとなっております。

次に、河川・水面・水路でございます。方向性は、必要面積を確保するとし、目標の設定につきましては、ため池、水路等の面積の減少のすう勢による予測値に、ダム整備による水面の増加分と農地保全施策に伴うため池、水路減少抑制の想定地を加味し、目標値を設定しております。

面積の推移でございますが、平成３０年実績はおおむね進捗管理値通りでございます。平成２９年から３０年にかけて、河川・水面・水路が１２ヘクタール減少しております。これは河川面積の増減ではなく、農地面積の減少による機能廃止に伴う農業用排水路面積等の減少が要因の一つと考えられます。

次に、都市公園でございます。方向性は、必要な面積を確保するとし、目標値の設定につきましては、民間開発等に伴う公園面積の増加のすう勢に、今後整備される国営、府営公園の面積を加味し、目標値の設定をして

おります。

面積の推移ですが、平成30年実績は若干進捗管理値を上回っておりますが、おおむね進捗管理値通り推移していると見ております。

次に、工業用地でございます。方向性は現状維持でございます。目標設定につきましては、平成25年の実績値を施策により維持するとしております。

面積では、平成30年実績が4,468ヘクタールと進捗管理値を若干下回っております。なお、大阪府における新規工場立地件数は、平成30年の経済産業省の工場立地動向調査によりますと、ここ数年増加傾向になっております。今後の推移についても、引き続き注視していく考えでございます。

次に、商業・業務施設等用地でございます。方向性は必要面積を確保する。目標の設定につきましては、各都市計画区域における商業・業務用地のすう勢の予測値の合計を加味し、設定するとしております。

面積の推移でございますが、平成30年実績は進捗管理値を若干上回っております。平成27年以降は増加傾向にございまして、その要因としては近年、物流倉庫、配送センター等が府下への立地が増加していることが、その一因と考えられます。

次に、森林でございます。方向性は保全でございます。目標の設定につきましては、小規模な開発を含む面積減少のすう勢の予測値に、幹線道路、ダムや事業計画がおおむね確定している住宅地開発の完了に伴う減少、さらには開発抑制等の施策による減少抑制の想定値を加味して設定しております。

面積につきましては、平成30年実績が進捗管理値ほどの減少には至っていないという状況でございます。

次に、その他用地でございます。方向性は、適切な利用としており、目標設定につきましては、府域全体の面積より今まで御説明しました①から⑧の土地利用区分面積を除いたものを目標値として設定しております。具体的には、空港・港湾や運輸施設用地、公共施設用地、低未利用地が含まれると考えられます。

面積でございますが、平成30年実績では進捗管理値に近づいております。

以上で、計画進捗の状況を終わらせていただきます。

続きまして、今後のPDCAの実施について御説明いたします。

今後とも引き続き、「農地」「住宅地」の関連データについてのモニタリングと考察、さらには土地利用全体についての面積条件の分析の結果を本審議会へお示ししたいと考えてございます。

また、国土利用計画（第五次）の中間年に当たる2022年、令和3年度末に相当いたしますが、面積目標、すなわち“進捗管理値”と実績値に乖離がある場合には、関連するデータも含めて点検・評価を行い、必要に応じて関係部局とともに各種個別計画や施策の参考にしてまいりたいと考えてございます。

ここまで、大阪府国土利用計画（第五次）の進捗状況について御説明させていただきましたが、大阪府においては、現在、国土利用計画に適合する形で都市計画区域マスタープランの策定を進めております。この際に、土地利用の考え方について記載している内容について、御報告させていただきます。

その土地利用の具体的な内容でございますが、「市街化区域」では、主要な鉄道駅周辺等、中心市街地におきまして土地利用の有効・高度利用を促進し、商業・業務施設等の都市機能を集積するとしております。住宅地

については、既成市街地における配置を優先し、自然系からの土地利用の転換を抑制するとしております。

次に、「市街化調整区域」では、維持・保全することを基本とします。計画的な整備が行われることが確実で、必要最小限の区域において、秩序ある土地利用を誘導することといたします。

また、第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更についての基本方針におきましても、市街化区域においては既成市街地の再整備や低未利用地を活用し、市街地の無秩序な拡大の抑制に努めるとしております。

以上が、都市計画区域マスタープランの土地利用の考え方の御説明となります。

大阪府では、国土利用計画の目標が達成できるように都市計画区域マスタープランにおきまして、これら土地利用基本方針、土地利用の方針を適切に反映するなど、策定に向けて引き続き取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

【加我 会長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

【松島 委員】 御説明ありがとうございました。一番最初に御説明いただいた農地について、お聞きしたい点がございます。

先ほどの進捗管理、それから実績値等のデータを示していただいたのですが、ここに例えば、本日の最初の議案にありましたような農業地域の縮小のようなところ、写真を拝見するともう既に農業利用されていないような駐車場であったり土地がここにあがっているんですけども、こういったエリアというのは今回の進捗時に反映されているのか、されていないのかということを、まずお聞かせいただけますでしょうか。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 確認させていただきたいのですが、今回の土地利用基本計画で縮小した面積が反映されているかどうかということで、よろしいでしょうか。

この質問に関しましては、今後、農地用面積が減少されていくということになりますので、まだ反映はされていないということになるかと思えます。

【松島 委員】 そうすると、このデータ上は今回議案に上がっていたような農業地域なんだけれども、農地として使われてないようなものが含まれている農地面積の推移を見ているということではよろしいですか。

【幹事 丹後農政室整備課長】 環境農林水産部農政室整備課長の丹後でございます。

最初の説明にもございましたが、農業地域や農業振興地域ということによって一定エリア指定してございますので、住宅等々含んだエリアとなってございます。ここの1万2,000ヘクタールというのは、純粋な農地を指されていると思いますので、先ほど御質問があった当該部分が農地としてカウントしたから下がる部分かどうかというのは、定かではないですけれども一般的な考え方として、農振地域には農地以外の部分も含んでいますので、線引きとして農業地域から減っていくということで、我々農地法を担っています。事前に転用許可の手続きをやっていくものでございますので、ここはそこにカウントされないものではないかと推察いたします。

【松島 委員】 ありがとうございます。私も、恐らくそうであろうなとは思っていたんですが、そうであるとする、例えば、先ほど審議の中で農業地域の縮小を認めるかどうかということ審議したんですけども、その段階ではもう既にこの農地面積としては減ってるということになると

思うんですが、先ほど御説明でおっしゃっていただいたのは、農転の変化とかそういったものもあわせて見たほうが、今後実質的な農地の面積の進捗の管理にはより効果的になるんじゃないかなと思うんですけども、そういった可能性はございますでしょうか。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 先に、説明補足させていただきたいんですけども、土地利用基本計画におけます農業地域というのは、農業振興地域でございます。それから国土利用計画における農地なんですが、少し誤解を招くところなんですけれども、農業振興地域だけではなく、都市農地も含まれますし、市街化調整区域の農地と市街化区域の両方の農地が含まれるというものでございます。私が説明いたしました、減少がまだ反映されておりませんというのは、一般論として、この国土審で認められましたら農業振興地域整備審議会がございまして、そこで手続を踏んで縮小されていくという意味で、まだ反映されていないと申し上げたところでございます。御訂正させていただきます。

【加我 会長】 よろしいでしょうか。

今日の議案であった農業地域の指定のことですが、それは現況の土地利用のことか、後半部分の現在の土地利用のことか、農業地域には農転後の農地もあり、現在の住宅用地でもあり、現在の工業用地でもある場合があります。私もなかなか理解するのが難しいのですけれども。

【幹事 丹後農政室整備課長】 先ほどの御質問で、要は転用された農地を反映したのが今12,900という数字になってきていると思いますので、それは順次反映されたものが出ているという御理解でいいかと思えます。

【加我 会長】 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

か。どうぞ。

【長島 委員】 先ほど実績と進捗管理値について説明をいただいたんですけれども、全体を通して現在のところ、この進捗値と実績値についてどう評価されているのかという御意見をお聞きしたい。あと森林のところですね、減少が進捗管理値までには至っていないということなのですが、この評価として、森林面積が減っていないのでいいと私は思うのですが、それが全体計画の中でこの値を進捗管理値に沿っていったほうがいいのか、あるいはこの進捗管理値より減少が少ないことによって、例えばより森林がかなり大阪府の外側の周辺に位置しておりますので、中心部分でかなりの土地利用変化があって、森林域のほうまでは影響を与えていないということが予想されているのですが、この評価も含めて全体的に、どういう実績値と進捗管理値の違いによって、今この国土利用計画の状態が望ましい状態にあるのか、あるいは予想しているよりもよりいい方向で動いているのか、あるいはちょっと進捗が遅れている部分があるのか、その全体について御意見をお聞きできたらなと思っております。

【加我 会長】 幹事いかがですか。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 全体的な状況ということでございますが、大きくはずれていないのではないかと見てございます。これまで先生に事前説明する中でも、進捗管理値からのずれをどう見るのかという御質問等もございました。進捗管理値というのは、あくまで各年次において管理をしていく上での、目安がいるであろうということで定めておりまして、これが大きくずれる、ずれないというあたりがPDCAの始まりになるのかと見ています。

森林についてなんですけれども、これは先ほど土地利用基本計画のところでも御説明させていただいたところですが、いわゆる審査基準を満たす

と森林開発は進むものであり、道路整備でありますとか箕面森町のまちづくり、そういったものが完了しましたら減少するというものでございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

【長島 委員】 まだ完了報告がされてないので、これからまだ減少する可能性があるということで、進捗管理値と実績値が違いますというお話なんですか。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 はい、そうでございます。

【長島 委員】 わかりました。

【加我 会長】 ほかに御意見ございませんでしょうか。どうぞ。

【塩見 委員】 工業用地面積についてお伺いしたいんですけれども、この変化の仕方が一直線ではない点、平成28年を境に下回っていくという、そういう傾向にあるかなと思うのですが、これについては次のスライドで、新規立地というものが増えている一方で、このような平成28年度以降の変化が起こっている。何か原因をある程度把握されているんでしょうか。

【加我 会長】 幹事いかがですか。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 今、御指摘いただきましたように、新規の工場の立地件数は増えているということなんですけれども、一方で全体の面積は減っているということでございます。これについて、我々のほうも分析をしてみたんですけれども、恐らく数年前から続いております大工場の撤退が原因ではないかと見ております。例えば、茨木市の東芝の大阪工場は追手門学院になっておりますし、茨木市のサッポロビール工場は立命館大学に転用もされておりますので、恐らく大工場が撤退し、それ以外の工場が進出しているということではないかと見てございます。

【塩見 委員】 何らかの形で、転用後どのように使われているのかと

いうのもあわせて評価するといいいのかなと思います。

【加我 会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

では引き続き、中間年に向けてということでP D C Aでチェックをしていくということだと思います。それに合わせて、各種施策が展開されていくかだと思いますので、計画的な確認を、よろしくお願いいたします。

ほかに御意見等ないようですので、本日報告しました内容に対して、いただいた御意見につきまして、今後の評価方法に反映させるよう、事務局において検討を進めさせます。

それでは、これをもちまして、令和元年度第1回大阪府国土利用計画審議会の審議は全て終了いたしました。

委員の皆様方には、円滑な議事の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

では、事務局にお返しします。

6 閉会

【司会】 御審議ありがとうございました。

本日の御審議を踏まえまして、大阪府におきまして必要な手続を進めてまいります。

以上をもちまして、令和元年度第1回大阪府国土利用計画審議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午前 11時20分